

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B市に本社を置く会社C（以下「会社」という。）に採用され、D県E市所在の会社E支店（以下「支店」という。）に所属して交通誘導の警備員として勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、同県D市内の道路工事現場（以下「本件現場」という。）において交通誘導業務中に突然倒れ、F病院に救急搬送されたが、同病院で死亡が確認された。死亡診断書によると、「直接死因：心筋梗塞の疑い、直接には死因に関係しないが直接死因に影響を及ぼした傷病名等：狭心症」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の死亡原因は、F病院G医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書によれば、「心筋梗塞の疑い」である。

この点、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者の死亡原因について、要旨、突然発症の心肺停止であり、心筋虚血が原因として疑われると述べている。当審査会としても、被災者に狭心症に対するPTCA（経皮的・経管的冠動脈形成術）の既往があること、突然発症の心停止であること等から、被災者の死亡の原因は、冠動脈疾患を基礎疾患とする「心臓性突然死」（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者は発症直前から前日までの期間において、極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態等の異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

なお、請求代理人は、請求書別紙において、被災者の本件疾病は熱中症を介して発症したものであるか、少なくとも、ある程度の脱水症状を来したことによって発症したものであり、この「熱中症」ないし「ある程度の脱水症状」を来した原因は、暑く、多汗な職場に長時間置かれたためである旨述べているほ

か、本件公開審理において、路面の温度は高く、被災者は相当汗をかいていたはずであり、血液も粘性を増していたと言えるから、これが原因で本件疾病につながったと考えられる旨主張している。しかしながら、請求人は「水に塩を入れたペットボトルを多めに4本くらい持たせた。」旨述べ、Iも「本件現場では、夏用の警備服を着て、スニーカー式の安全靴を履き、ヘルメットに日除け防止のネットを着用していた。被災者は、私より大きなペットボトルを下げた交通誘導を行っていた。本件現場ではこまめに水分補給はできていた。」旨述べている。また、請求人は、「医師から体温は高くなかったと言われた。」旨述べ、H医師は、上記意見書において、「明らかな高体温の記載はカルテ上残っておらず、言及不可。」との意見を述べている。

これらの事情を総合すると、本件現場では、夏用の服装を着用し、水分補給も十分なされるなど熱中症対策が取られていたものと認められるほか、被災者は昼の休憩後、業務を再開して約20分で倒れており、暑熱環境に長時間続けてばく露されていたわけではなく、また、医学的にも熱中症に罹患していたと確定診断されていないことから、被災者に熱中症ないし有意な脱水状態があったものとは認められず、請求代理人の主張は採用することができない。

(4) 被災者の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア J社長は、「自宅から現場に行く場合や支店に集合して現場に行く場合があるが、いずれの場合も、警備開始時間と警備終了時間を基に出勤簿を作成している。本件現場については、被災者は支店へ出勤し、支店の軽トラックで行った。軽トラックには予めカラーコーンとクッションドラムと電光掲示板が積んであり、本件現場まで運んでもらっていた。」「本件現場以外の現場へは直行直帰したかは不明である。」旨述べている。

イ 監督署長は、上記アのJ社長の申述を踏まえた上で、本件現場での業務については、支店から本件現場までの往復時間を労働時間を含めているものの、他の現場については自宅から直接現場に向かったか支店から向かったが不明であるとして、現場での警備時間のみを労働時間として認定している。

ウ 審査官は、監督署長が不明とした本件現場以外の現場については、支店から各現場に向かったものとみなし、地図検索サービスサイトを用いてその往復時間を推計し、労働時間に加算している。

エ 一般に、事業場に出勤した後、事業場外の作業現場に移動する場合、その

移動中は使用者の指揮監督の下に置かれたものと評価され、当該移動時間については労働時間であると認められるから、被災者の支店から本件現場までの往復時間については労働時間と評価すべきである。また、自宅から作業現場に直行する場合は、その往復時間は原則として通勤時間として扱われるが、例外的に、社用車等により作業に必要な資材等を自宅に運んでおき、自宅から現場に直接向かう場合の移動時間については、通勤時間ではなく労働時間と評価されるものである。

本件現場以外の現場については、被災者が自宅から直行したか支店を経由したかは不明であるため、審査官は支店から現場に向かったものとみて被災者にとって相対的に有利となる条件を想定して、その往復時間を労働時間として評価し、被災者の労働時間を認定しており、当審査会としても、審査官の認定は妥当なものであると判断する。

なお、請求代理人は、請求書別紙において、「本件現場では、被災者は支店にある資材を社用車に載せて自宅に運んでおき、当日は、自宅から本件現場に直行していたから、自宅と本件現場との往復時間は労働時間であり、1日当たり1時間程度は労働時間が増加する。」旨述べ、また、本件公開審理において、本件現場以外の現場でも、資材の運搬を2人で交替して担当していたから、おそらく半分は直行直帰であった旨述べて、自宅と本件現場及び自宅と本件現場以外の現場の半分程度の往復も通勤時間ではなく労働時間である旨主張しているが、上記アでみたように、J社長は「本件現場については、被災者は支店へ出勤し、支店の軽トラックで本件現場に行った。軽トラックには予めカラーコーンとクッションドラムと電光掲示板が積んであり、本件現場まで運んでもらっていた。」旨述べていることからすると、資材を積んだ支店の軽トラックを自宅に持ち帰っていたとは認め難く、また、J社長は本件現場以外の現場については直行直帰したかは不明であるとしており、一件記録をみても、本件現場以外の現場の半分程度は資材を積んだ軽トラックで往復していたとする請求代理人の主張を裏付ける証拠は存在しないことから、その主張は採用することはできない。

- (5) 短期間の過重業務については、被災者の発症前1週間の総労働時間数は63時間10分、時間外労働時間は23時間10分であって、休日を1日取得しており、その他心身への特段の業務負荷要因は認められないから、被災者が発症

前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したものと認められない。

なお、請求代理人は、請求書別紙において、「短期間の過重業務として相当に激しいといわざるを得ない。」旨述べているが、当該労働時間は支店と本件現場との往復時間を含むものであって、本件現場において被災者が警備業務に従事した時間が長時間に及んだものではないから、その主張は採用することができない。

- (6) 長期間の過重業務については、被災者の時間外労働時間数は、発症前1か月間が32時間10分であり、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前5か月目の15時間9分が最長であって、業務と発症との関連性が強いと評価できる発症前1か月間に100時間又は発症前2か月間ないし6か月間を平均して月80時間を超えておらず、被災者が発症前おおむね6か月間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

なお、請求代理人は、請求書別紙において、「狭心症で入院した被災者にとっては、時間外労働は相当の負担であった。」旨述べているが、請求人は、「平成〇年〇月〇日に退院したとき医師から、『仕事は普通にしています。』と言われた。被災者は退院後、胸の痛みを言うことはなかった。退院して仕事に復帰した後、体調の変化や頭の痛みなどは言っていなかった。」旨述べ、J社長は、「会社では体調不良や健康状態の良くないものには休ませる方針を取っているが、被災者から、そのような状態にあるとは聞いていなかった。本件現場で働いていたときも聞いていなかった。」旨述べていることからすると、その主張は採用することができない。さらに、請求代理人は、本件公開審理において、被災者は、夜勤を含む不規則な勤務であるシフト制の仕事に従事し、その業務は現場へ出かける出張業務であるから、精神的負荷が大きかった旨述べているが、本件疾病発症前6か月間において、その業務が深夜に及んだのは6回にすぎないから、同人の勤務態勢が負荷要因となったとは認められない。また、被災者の業務は、元々現場に出かけ作業に従事するものであって、通常の勤務地を離れて用務地へ赴き用務を果たして通常の勤務地に戻るという出張とはその性格を異にするから、その主張は採用することができない。

- (7) 被災者の病歴についてみると、次のとおりである。

ア K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年から高血圧症で外来治療中であつたが、平成〇年〇月から自己都合で治療を中断していた。

平成○年○月○日に1週間前から胸痛が頻発するとして受診した。」旨の意見を述べている。

イ L医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日、不安定狭心症の診断にて緊急入院。右冠動脈に高度狭窄を認めステントを留置。全体的にd i f f u s eに冠動脈に狭窄がある。」旨の意見を述べている。

ウ H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「狭心症があり、内服治療が行われている。死因に無関係とはいいい難い。」旨の意見を述べている。

エ 以上から、被災者は、基礎疾患の病態の悪化により本件疾病を発症した可能性が高いと認められる。

(8) 以上のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者には異常な出来事への遭遇、短期間及び長期間の過重業務のいずれも認められないことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

なお、請求代理人は、請求書別紙において、「被災者は、代替を許さない体制で勤務を強いられたことによって、心筋梗塞の治療の機会を得ることができず、死亡という事態が帰結された。」旨述べているが、一件記録をみても、被災者が勤務を強いられたことを裏付けるに足りる証拠はなく、上記(6)でみたように、J社長は「会社では体調不良や健康状態の良くないものには休ませる方針を取っている。」旨述べていることからすると、請求代理人の主張する事実は認められず、その主張は採用することができない。

また、請求人及び請求代理人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。